



秋労発基 0703 第 1 号

令和 6 年 7 月 3 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋 田 労 働 局 長

山 本 博 之

秋田県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和 55 年秋田労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。